

仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について

1 国民健康保険料の産前産後免除の創設

(1) 改正の理由

国民健康保険料の産前産後免除制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の概要

出産する被保険者の国民健康保険料のうち産前産後4か月分（出産予定月の前月から予定月の翌々月まで）の所得割と均等割を免除するもの。

※多胎妊娠の場合は6か月分

※財源の負担割合は国1/2、県1/4、市1/4

(3) 施行日

令和6年1月1日

(4) 改正予定時期

第4回定例会

2 退職者医療制度*の廃止

(1) 改正の理由

退職者医療制度は平成20年度から経過措置として継続していたが、対象者が減少していることを踏まえ、事務コストの削減を図る観点等から前倒して制度が廃止されることとなったため、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の概要

本市条例において引用している国民健康保険法の改正に伴う規定整備。

(3) 施行日

令和6年4月1日

(4) 改正予定時期

第4回定例会

※退職者医療制度

- ・医療費の多くかかる高齢退職者が、被用者保険から国民健康保険に移ることにより、国民健康保険財政への過度な負担となっていたことから、退職者の医療費を被用者保険にも負担してもらう仕組みとして、昭和59年に創設。
- ・平成20年4月より、65歳から74歳までの前期高齢者について、被用者保険と国民健康保険との間で財政調整が行われることになり、退職者医療制度は廃止。
- ・ただし、「団塊の世代」退職者急増による国民健康保険財政への影響を勘案し、平成26年度までに新たに適用された者が65歳に到達するまでの間は制度が継続する経過措置が設けられていた。